



公認会計士 松澤 修



No. 454

## 一括評価債権に対する貸倒引当金の計上

Q

法人税における事業協同組合に対する貸倒引当金繰入れに関する特例制度として、一括評価債権について法定繰入率適用のほか、繰入率の16%割増しも認められています。

この一括評価債権に対する貸倒引当金の損金算入は、法人税において、どのように規定されていますか。

A

貸倒引当金繰入れに関する損金算入について、次のような取り扱いが定められている。

### ■ 繰入れの要件

貸倒引当金の繰入れは青色申告法人の限り認められ、会計処理は損金経理による。確定申告書に繰入額明細書の添付を要する。貸倒引当金は洗い替え方式をとり、前事業年度の繰入額は、翌事業年度において、その全額を取り崩して益金に算入する。繰入額と戻入額の差額について、益金算入又は損金算入した場合には、確定申告書に添付する明細書に、その計算を明示する。

### ■ 金銭債権の区分

事業年度末に有する金銭債権を、法人税法に定める一定の事由の該当する個別評価債権（法52①）と、それ以外の債権たる一括評価債権（法52②）とに区分し、区分された債権ごとに繰入限度額を計算し、その合計額が貸倒引当金の損金算入限度額となる。

### ■ 一括評価債権に対する貸倒引当金

一括評価債権に対する貸倒引当金の限度額の計算は、一般には「貸倒れ実績率」を適用して行なうが、中小企業に対する貸倒引当金の特例として、一般に適用される「貸倒れ実績率」に代えて、次に示す業種別の「法定繰入率」を適用することが認められる（措法57の9①、措令33の8④）。

主たる事業	法定繰入率 (%)
卸売業・小売業（飲食店業・料理店業を含む）	1.0
製造業	0.8
金融業・保険業	0.3
割賦販売小売業	1.3
その他の事業	0.6

この特例が適用される中小企業の範囲は、資本金が1億円超の普通法人と相互会社を除く法人であり、事業協同組合については、その出資額のいかんに関わらず、すべての組合に適用される。

なお、協同組合等の繰入限度額については、一般に適用される貸倒れ実績率又は中小企業特例の法定繰入率により算出した繰入限度額について、さらに16%割増しの特例が認められている（措法57の9②）。